

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい、こち、すずき、あなご、たちうお、かに、しゃこ、くるまえび、なまこを目的とする手繰第 2 種漁業	1	10 トン未満の申請のあった総トン数	80 キロワット以下	東京内湾の神奈川県海面。ただし、次に掲げる海面を除く。 (1) ア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区白帆横浜ベイサイドマリナー東側の防波護岸天端海側東角から同防波護岸に沿って北へ 20 メートルの地点にある同防波護岸ブロックのつな	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有し、かつ、しゃこ、くるまえび、なまこを目的とする手繰第 2 種漁業を営むことについて共第 1 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	ビームの長さは 12 メートル以下とする。	令和 6 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで	許可のあった日から令和 10 年 8 月 31 日まで

			<p>ぎ目と同防波護岸内側 縁石との交点</p> <p>B 金沢地区浅場の東 防波堤の南端西角 点の位置</p> <p>ア AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに337度7分 70メートルの点</p> <p>イ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに320度31 分286メートルの点</p> <p>ウ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに306度46 分287メートルの点</p> <p>エ AからBを見通し た線を0度とし、Aか ら右回りに281度44 分78メートルの点</p> <p>(2) 横浜市金沢区柴町 権現山頂上と同区野島 町地先防波堤突端石柱 とを結んだ線以西の海 面</p> <p>(3) 横須賀市走水旗山 崎突端から200メート</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>ル以内の海面。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点</p> <p>い 基点から真方位 3.17 度 103 メートルのところ</p> <p>ろ 基点から真方位 64.95 度 53 メートルのところ</p> <p>(4) 横須賀市走水松崎突端から 400 メートル以内の海面。ただし、同突端より正北の線以西の区域を除く。</p> <p>(5) 横須賀市鴨居観音崎突堤東南側付け根、同突堤東南縁の延長線上同突堤東南側突端から沖合い 100 メートルの点及び同市鴨居観音崎灯台中心点を順次結</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

				んだ線と陸岸とによって囲まれた海面					
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第3種漁業	1	10トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	<p>共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。</p> <p>(1)横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点</p> <p>い 基点から真方位3.17度 103メートルのところ</p> <p>ろ 基点から真方位64.95度 53メートルのところ</p> <p>(2)横須賀市走水松崎突端から400メートル以内の区域。ただし、同突端より正北の線以西の区域を除く。</p>	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和6年5月1日から同年5月31日まで	許可のあった日から令和8年6月25日まで

			<p>(3)横須賀市鴨居観音崎 突堤東南側付け根、同 突堤東南縁の延長線上 同突堤東南側突端から 沖合い 100 メートルの 点及び同市同字観音崎 灯台中心点を順次結ん だ線と陸岸とによって 囲まれた区域</p> <p>(4)横須賀市鴨居鳶巣崎 突端から 100 メートル 以内の区域</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。